

調布都市計画一団地の住宅施設の変更（調布市・狛江市決定）

都市計画神代住宅一団地の住宅施設を廃止する。

理由： 良好な住環境を維持・保全しつつ，神代団地の建替えとあわせて生活拠点として良好な住環境を形成するため，地区計画の導入を行い，一団地の住宅施設を廃止する。

参考 旧計画書（調布都市計画一団地の住宅施設）

|                |  |   |      |                         |         |       |
|----------------|--|---|------|-------------------------|---------|-------|
| 名 称            |  | 神代住宅一団地の住宅施設  |      |                         |         |       |
| 位 置            |  | 調布市西つつじヶ丘4丁目，狛江市西野川1丁目，西野川2丁目，及び西野川4丁目各地内   |      |                         |         |       |
| 地積「ヘクタール」      |  | 約22.1ha   |      |                         |         |       |
| 建築物の限度<br>(密度) | 建築面積の敷地面積に対する割合  |   |      | 延べ面積の敷地面積に対する積割合        |         |       |
|                | 全 体  | 3/10 以下   |      | 全 体                     | 9/10 以下 |       |
|                | Aブロック  | 2/10 以下   |      | Aブロック                   | 8/10 以下 |       |
|                | Bブロック  | 2/10 以下   |      | Bブロック                   | 6/10 以下 |       |
|                | Cブロック  | 3/10 以下   |      | Cブロック                   | 8/10 以下 |       |
|                | Dブロック  | 2/10 以下   |      | Dブロック                   | 9/10 以下 |       |
| 住宅の予定戸数「戸」     |  | 高層約80，中層2,050，低層12，計約2,142  |      |                         |         |       |
| 共同施設           | 公共施設   | 道路  | 種別   | 名称                      | 幅員      | 延長    |
|                |  |   | 幹線道路 | 調布2・2・15号線（現：調布3・4・9号線） | 16m     | 約470m |
|                |  |   | 幹線道路 | 調布2・2・6号線（現：調布3・4・10号線） | 16m     | 約210m |
|                |  | 団地内には，都市計画道路調布2・2・6号線（現：調布3・4・10号線）に直行する調布2・2・15号線（現：調布3・4・9号線）を軸に，幅員4m，6m，9mの団地内道路を適宜配置する。         |      |                         |         |       |
|                | 公園及び緑地   | 近隣公園：団地中央部に，近隣公園1ヶ所，約0.5haを配置する。<br>児童公園：誘致距離を考慮し，児童公園，10ヶ所，約2.1haを設置する。<br>緑 地：団地周辺部に，約0.9haを設置する。 |      |                         |         |       |
|                | その他の公共施設   | 上水道：団地内にさく井を設け，給水するとともに，調布市水道事業により給水を受ける。<br>高架水槽1ヶ所，受水槽1ヶ所<br>下水道：直接公共下水道に放流する。                    |      |                         |         |       |
| 公益的施設          | 小学校1ヶ所，幼稚園1ヶ所，郵便局1ヶ所，診療所1ヶ所，店舗12ヶ所，スーパーマーケット1ヶ所，銀行1ヶ所，管理事務所1ヶ所，集会所2ヶ所          |   |      |                         |         |       |
| 住宅             | 土地の有効利用を図るため，住宅は中層を主体とし，冬至においては概ね4時間以上の日照を確保する。なお，団地周辺等には，緑地等を設け団地内外の住環境を保持する。 |   |      |                         |         |       |